

## 藤沢市教育委員会 2 月定例会会議録

日 時 2017 年（平成 29 年）2 月 8 日（水）  
午後 3 時  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 3 2 号 市議会定例会提出議案（平成 28 年度藤沢市一般会計補正予算（第 6 号）に同意することについて
  - (2) 議案第 3 3 号 市議会定例会提出議案（平成 29 年度藤沢市一般会計教育費予算）に同意することについて
  - (3) 議案第 3 4 号 市議会定例会提出議案（藤沢市教育応援基金条例の制定について）に同意することについて
  - (4) 議案第 3 5 号 市議会定例会提出議案（藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について）に同意することについて
  - (5) 議案第 3 6 号 市議会定例会提出議案（藤沢市スポーツ広場条例の一部改正について）に同意することについて
  - (6) 議案第 3 7 号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
  - (7) 議案第 3 8 号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
- 5 その他（報告）
  - (1) 給付型奨学金制度の創設について
  - (2) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
4 番 大 津 邦 彦  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育部長	吉 住 潤	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 尾 友 美
生涯学習部参事	藤 本 広 巳	教育部参事	神 尾 哲
生涯学習部参事	川 口 剛	教育部参事	松 原 保
生涯学習部参事	川 俣 誠	教育部参事	小 池 規 子
学校施設課長	山 口 秀 俊	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
スポーツ推進課長	笠 原 竜 雄	総合市民図書館長	織 部 朋 子
教育総務課主幹	佐 藤 繁	教育指導課主幹	窪 島 義 浩
生涯学習総務課 主幹	山 口 雄 賢	生涯学習総務課 課長補佐	田 代 俊 之
学務保健課課長 補佐	近 尚 昭	学務保健課課長 補佐	齋 藤 秀 竹
学校施設課課長 補佐	西 山 勝	スポーツ推進課 課長補佐	西 台 篤 史
東京オリンピック・パラリンピック開催準備室室長 書 記	西 山 勝 弘		松 崎 正一郎

- 小竹委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。  
÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷
- 小竹委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1 番・吉田委員、5 番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 小竹委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、1 番・吉田委員、5 番・井上委員にお願いすることといたします。  
÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷
- 小竹委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。  
何かありますか。
- 織部総合市民図書館長 前回定例会に提出いたしました議案第 30 号公立図書館資料の広域利用実施協定の締結についての添付文書に一部訂正がございますので、ご説明いたします。「藤沢市図書館と横浜市立図書館との相互利用実施要領」について、訂正箇所は第 2 条の下線部分で、見出しを「広域利用の範囲」から「実施する図書館等」に改め、第 2 項を第 3 項に、第 1 項を第 2 項に繰り下げ、第 1 項に広域利用を実施する図書館の名称及び位置を加えるよう、修正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 小竹委員長 ただいまの訂正について、また、その他についても何かありますか。  
特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 小竹委員長 それでは、このとおりの承することといたします。  
議事に入ります前に、議案第 32 号市議会定例会提出議案（平成 28 年度藤沢市一般会計補正予算（第 6 号））に同意することについて、議案第 33 号市議会定例会提出議案（平成 29 年度藤沢市一般会計教育費予算）に同意することについて、議案第 34 号市議会定例会提出議案（藤沢市教育応援基金条例の制定について）に同意することについて、議案第 35 号市議会定例会提出議案（藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について）に同意することについて、議案第 36 号市議会定例会提出議案（藤沢市スポーツ広場条例の一部改正について）に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出議案であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年度法律第 76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項ただし書の規定によりまして、非公開での審議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

小竹委員長           ご異議がないようですので、議案第 32 号、第 33 号、第 34 号、第 35 号、第 36 号は後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長           それでは、議事に入ります。

議案第 37 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事      議案第 37 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書 14 ページ参照)

この規則を提出したのは、平成 29 年度組織改正に伴う教育部の分掌事務の変更と関係規程の整備を行う必要によるものです。組織改正の具体的な内容については、学校教育企画課を廃止し、その分掌事務のうち教育文化センターに関するものを教育指導課に、それ以外の分掌事務を教育総務課に振り分けるというものです。この議案では「藤沢市教育委員会事務局組織等規則」及び「藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則」の 2 つの改正を行うもので、それぞれ新旧対照表を用いて、主な改正内容をご説明申し上げます。

17 ページ、第 4 条の教育総務課の分掌事務について、現行の第 1 号中の「総合調整」を「策定に関すること。」に改めるものです。また、新たな第 20 号として、「給付型奨学金に関すること。」を加え、新たな第 21 号から第 26 号として記載のとおり、学校教育企画課から移管される分掌事務を加えるものです。新たな第 27 号については、現行の第 20 号をずらすものです。

続いて、学校教育企画課の分掌事務については、記載のとおり、すべてを削除するものです。

次に、教育指導課の分掌事務については、新たに第 8 号として、学校教育企画課から移管された「教育文化センターに関すること。」に加え、新たな第 9 号以降は、現行の第 8 号以降の号をずらすものです。

23 ページ、「第 3 条第 1 項の表」について、学校教育企画課の廃止に伴い、その項を削除するものです。

別表第 2 「固有事務決裁表」について、教育部各課の分掌事務変更に伴い、各課の事務の種類等を改めるものです。

32 ページ、「藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則」新旧対照表」の第 4 条第 1 項及び学校教育企画課から教育総務課へ分掌事務が移管されることに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書 14 ページ朗読)

小竹委員長           事務局の説明が終わりました。議案第 37 号につきまして、ご意見・ご

質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長        それでは、議案第 37 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

次に、議案第 38 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事    議案第 38 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について、ご説明いたします。(議案書 35 ページ参照)

この規程を提出いたしましたのは、平成 29 年度組織改正に伴い、教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の整備を行う必要によるものです。

それでは、新旧対照表を用いて改正内容をご説明いたします。39 ページ、「別表第 1」では、八ヶ岳野外体験教室に勤務する職員の所属課等を「学校教育企画課」から「教育総務課」に改めるものです。同様に「別表第 2」、「別表第 3」について改めるものです。

それでは、議案を読み上げます。(議案書 35 ページ朗読)

小竹委員長        事務局の説明が終わりました。議案第 38 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長        それでは、議案第 38 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷

小竹委員長        それでは、その他に入ります。

(1) 給付型奨学金制度の創設について、事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事    それでは、給付型奨学金制度の創設につきまして、ご報告いたします。(資料 46 ページ参照)

本制度につきましては、昨年 12 月の子ども文教常任委員会における中間報告の際にいただいたご意見や国から示されました給付型奨学金制度の内容を踏まえ、再度、検討、修正を行い、制度設計を行ったものです。

はじめに 1 「制度創設の趣旨」は、大学や短期大学など高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっています。このような状況の中、学ぶ意欲と能力

のあるすべての子どもたちが、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に向かって生きていくことのできる社会環境の構築が重要であると考えております。このたび、国では特に経済的に厳しい状況にある子どもを対象に、平成 29 年度より一部先行して給付型奨学金制度を実施する予定ですが、本市におきましても、生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会均等を図り、子どもたちが将来に向かって希望を持って学んでいけるよう、国の制度を精査し内容を十分に踏まえた上で、さらに拡充した制度としてまいりたいと考えております。あわせて、奨学金を受給中に実施する面談等の中で藤沢に対する郷土愛や、やがて社会に出た際に次代を担う子どもたちを応援するといった気持ちが芽生え、自分の生まれ育った藤沢市に貢献する気持ちを醸成できるよう、給付型奨学金制度を実施していきたいと考えております。

次に、「2 給付対象者」は、申請基準日の時点で藤沢市に 1 年以上住民登録がある方とし、(1) 世帯等の状況については、① 住民税非課税世帯の子ども、② 生活保護受給世帯の子ども、③ 児童養護施設入所者または退所者のいずれかに該当する方を対象にしたいと考えております。また、(2) 学力・資質要件につきましては、他の奨学金制度の多くが評定平均を 3.5 以上で設定しておりますが、本市では原則として高校 2 年次の学年末における評定平均を 3.1 以上とすることで、希望者のすそを広げてまいりたいと考えております。また、成績とあわせて学ぶ意欲や学業に対する取り組み姿勢などについても重視してまいりたいと考えております。なお、奨学金の申請の時期といたしましては、高校 3 年生の時点で申請することが基本となりますが、学ぶ意欲を支援するため 20 歳に達するまでの間、申請可能としたいと考えております。

次に、「3 給付人数」は、1 年度あたり 3 名程度を対象にしたいと考えております。

次に、「4 対象とする大学等」は、本事業の対象とする学校については、学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程（専門学校）としたいと考えております。

次に「5 給付額等」についての(1)「給付額」では、金額については、私立大学文系に入学した際の平均的な費用と同程度を想定して算出いたしました。この考え方をもとに給付額につきましては、十分に学業に専念できることを念頭に、入学時の入学金を支払うための資金として、「入学準備奨学資金」を 1 回上限 30 万円、月々の授業料を支払う資金として、「学費奨学資金」を月額 6 万円を上限としてそれぞれ給付したいと考えております。このことから入学から卒業までの 4 年間で奨学生 1 人に対する最大

の給付額といたしましては、表にございますとおり、合計 318 万円を給付するものでございます。

次に、(2)「給付方法」では、「入学準備奨学資金」については入学前に、「学費奨学資金」については前期学費、後期学費それぞれ 6 か月分を年 2 回に分けて本人口座に振り込みます。なお、毎年、世帯状況や学業の状況を確認した上で継続給付についての可否を決定していきたいと考えております。

次に、(3)「給付の打ち切り、返還等」では、大学等を退学、除籍等となった場合は、以降の奨学金の給付を打ち切るとともに、給付した奨学金を返還請求いたします。ただし、本人の病気や家族の介護など特段の理由により退学等となった場合には、奨学金給付審査委員会の決定により、一部返還または免除としたいと考えております。

次に、(4)「面談」については、奨学金の給付にあたっては、年 4 回程度予定している面談に必ず出席していただくことを条件としたいと考えております。

次に、「6 併給」については、現時点で国が示す制度の対象者数では本市で希望されるすべての方々にご利用いただくことは困難であると予想されます。このため、奨学金を必要とする方により多くご利用いただくため、国、県または他の団体からの給付型奨学金との併給については不可とします。なお、既存の貸与型奨学金との併給は可能としたいと考えております。

次に、「7 給付対象者の選考」では、一次審査として世帯状況の確認、本人の成績、二次審査として小論文、面接を実施し、学業に対する意欲や世帯の状況を確認する中で総合的に判断し、選考してまいりたいと考えております。

次に、「8 奨学金給付審査委員会の設置」では、給付対象者の高校生活の状況や生活環境の状況等について必要な事項の審査を行うことから、構成員といたしましては、神奈川県立高等学校校長、藤沢市社会福祉協議会職員、公募委員、藤沢市立中学校校長、関係課職員等といたします。

次に、審査委員会の「所掌事務」については、①奨学金の給付対象者の選考に関する事、②奨学金の取消または返還に関する事、③その他、教育委員会が必要と認める事項に関する事といたします。

次に、「9 藤沢型の支援について」では、他の自治体等が実施している給付型奨学金制度の多くは、給付金を支給するまでの制度となっておりますが、本市の独自制度といたしまして、入学時から卒業までをしっかりとフォローしてまいりたいと考えております。このことから、本人の生活の

状況等にあわせて福祉部・子ども青少年部の関連部署のケースワーカー等が3ヵ月に1回程度面談を実施し、面談により生活の状況を把握し、状況に応じた相談、助言や福祉的サービスなどにつなげることで、本人が学業に十分に専念できる生活環境を確保してまいりたいと考えております。

次に、「10 基金の設置」については、給付型奨学金制度を継続的かつ円滑に実施していくためにも原資の確保は大変重要であると考えております。このため、2月市議会定例会に条例議案を上程いたしますが、広く市民や民間企業等からの寄付を募り、この寄付金を原資として給付型奨学金事業の安定した運用が図れるよう基金の設置を行ってまいります。

最後に、「11 事業スケジュール（案）」では、平成29年度につきましては、4月以降に事業周知として、市ホームページ、広報ふじさわへの掲載に加え、藤沢市内及び近隣市にある高校へチラシの配布を予定しています。また、4月から6月までを応募期間とし、7月から9月までに一次、二次選考を経て10月に給付対象者を決定いたします。10月から翌年3月までの間に給付決定者について、大学等の合格を確認後、入学金にあたる「入学準備奨学資金」を振り込み、その後、平成30年度には授業料相当として4月から6月の間に前期学費として6ヵ月分、7月から9月までの間に後期学費として6ヵ月分を年2回に分けて支払う予定で検討しているところでございます。なお、参考までに国及び本市の給付型奨学金制度についての比較を49ページにまとめましたので後ほどご参照願います。

このたびの国における給付型奨学金の制度案の中では、制度創設後は施策の効果を検証するとともに、運用状況に応じた見直しを行うものとされております。今後におきましては、こうした国の動向に十分に注視し、本市にふさわしい給付型奨学金制度の運用を行ってまいりたいと考えております。以上で、給付型奨学金制度の創設についての報告を終わります。

小竹委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員

大変素晴らしい制度創設だと思っております。2つほどお伺いいたします。1年まで3名程度となっておりますが、3名より多かった場合の選考方法は、一次審査、二次審査、小論文、面接という点数づけになると思うが、そういう形で選考されるのか。

もう一点は、こういった事業をやることによって、自分の生まれ育った藤沢市に貢献する気持ちを醸成できるようなことにつなげていきたいということはあるけれども、成果そのものの評価をどのようにしてとらえるのか。これをやったことによって、どのような形になったかということは、この事業の1つの成果と思いますので、そのあたりをどのような形で検証



されるのか、お伺いたします。

佐藤教育総務課主幹 1点目のご質問の選考については、一次審査でその方の生活状況とか学習意欲、成績要件を満たしているかどうかの審査を行ってまいりたいと思っております。そして二次審査では、勉学に対する考え方、どういった気持ちで学習をしていきたいかをテーマとした小論文、それから面接の中で学習意欲を確認していくことになってまいります。いずれにいたしましても、学ぶ意欲があるものの経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子どもたちを、こういった制度で希望をかなえられるようにしていきたいと考えております。人数につきましては、対象とする大学で4年生大学を想定して3名程度と考えております。これが4年生でない、いわゆる短期大学とか専門学校を希望する方が多い場合には予算の範囲内ではありますけれども、3名という枠を広げた中で、できる限り対応していきたいと考えております。

2点目の藤沢に対しての郷土愛といった気持ちの醸成の部分については、この制度の特徴でもあります藤沢型の支援ということで、その方の抱えている家庭なり、そういった状況を相談ないし助言をして、寄り添っていくような形で藤沢の温かみといったものも感じていただきたいと思っております。そしてその成果をどこでとらえるかということですが、私どもが考えるのは、その方が社会に羽ばたいて、夢や希望を持ったものが実現でき、その方が生き生きとした暮らしをしていただき、できれば、藤沢に住んでいただきながら、そのことが実現できたことが1つの成果であるにとらえております。

井上委員 3名程度ということだが、予算の許す範囲で若干広がるかもしれないということは、大変よろしいかと思いました。また、成果についても、藤沢のためにというところのものが評価できれば、とてもいいと思っております。

中林委員 これは意見というか、参考として受け取っていただきたいと思うのですが、結局、家庭の環境ですので、幼稚園、小学校、中学校のところでも同じように格差が出ていると思っております。塾に行かれないとなかなかその先が見えないというような環境で、小学校のうちから諦めてしまうようなことがないように、ぜひ公立の小学校、中学校の先生方にも家庭教育の補助というか、底上げができるような教育体制を取っていただきたいと思っております。高校に入る段階でかなり差が出てしまうのもあると思っておりますので、できるだけそういう気持ちがある子どもたちが、頑張れば藤沢でお金を出してくれる、大学に行かれるかもしれないという夢を諦めないような子どもたちが成長していける教育を先生方にもお願いしたいし、先生方がそういう

子どもたちにこういう制度があるから頑張っていこうねというような周知をしていただきながら、教育の方もお願いしたいと思います。

大津委員 10 番の「基金」ですけれども、これを進めていく上で当然、資金がかなり必要になってくると思うのですが、「広く市民や民間企業等から寄付を募っていく」とすると、募り方とか周知の仕方を今の時点で考えているのかどうか。それから福祉部等との連携も含めてうまく周知ができると思いますので、それについても考えがあれば教えていただきたいと思います。

佐藤教育総務課主幹 1 点目の基金の部分ですが、広く市民や企業に基金を募る上で周知は大変重要と認識しております。それにはまずホームページ、広報ふじさわ、それからパンフレットなども作成する予定です。そういったものを市民の方がより多くご覧いただける場所に配布、配置をしながら周知に努めてまいりたいと考えております。

それから藤沢型の支援という部分については、福祉部とか子ども青少年部との連携は不可欠であると思います。本日も、そういった連携をどうしていくかということで関係各課が集まって会議をしてきたところです。そういった意味では今後、具体的にどういった支援をしていくか、関係課で集まりながら、より効果的な支援を進められるよう行ってまいりたいと思います。

井上委員 先ほどの質問にも関連するのですが、こういった制度が確実に成果をあげているということを何らかの形で育てていくことが、大津委員が指摘された点につながっていくものと思っていますので、そういった面を外に発信していくような形を制度としてとらえていただければと思いますので、その辺もぜひ考慮して、次へつながる形でやっていただければと思います。

小竹委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

小竹委員長 次に、(2) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について、事務局の説明を求めます。

小池教育部参事 (2) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について、ご報告いたします。(資料 50 ページ参照)

1 の職員につきましては、伊藤良平教諭 (30 歳、男性) です。

2 の事案の概要、3 の発覚の経緯、4 の発覚後の状況につきましては、10 月の定例会で一度ご報告しております。その後、確認されたことについてご報告申し上げます。2 の事案の概要につきましては、当該教諭は、

女子3名に対し、18歳に満たない児童であることを知りながら、資料にありますわいせつな行為を行ったものです。また、平成27年12月25日(金)、平成28年3月29日(火)及び同年3月30日(水)、年次休暇の届出を行わずに私用で外出し、計13時間、無断欠勤したものです。

4の発覚後の状況につきましては、10月5日(水)に市教委は、記者発表を行いました。10月14日(金)に横浜地方検察庁横浜区検察庁へ書類送致しております。12月14日(水)に川崎簡易裁判所は、当該教諭に対し「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反(児童買春)」により、罰金50万円の略式命令がありました。

5の処分の程度、理由につきましては、処分の程度「懲戒免職」、理由は、人格形成上、極めて重要な時期にある生徒を指導する立場にある教員が、18歳に満たない女子に対し、18歳に満たない児童であることを知りながら、児童買春等をするなどしたことは、生徒や社会に及ぼす影響が極めて大きく、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものであるというものです。処分年月日は平成29年1月27日、根拠法令は地方公務員法第29条です。

6 監督責任につきましては、当該教諭の無断欠勤に関する監督責任として、前校長に対して「口頭訓告」を行っております。以上で報告を終わります。

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

中林委員 大変残念な事件であると思います。中学校ですので、保護者向けへの対応、子ども向けへの対応がありましたら教えてください。

小池教育部参事 当該学校の生徒に対しては、処分のありました1月27日に、帰りのホームルームにおいて全生徒に対しまして、同一の内容で今回のことについて謝罪と説明を行っております。また、保護者に対しましても、学校より当日配信メールの形で内容についてお送りし、必要に応じてということで当日19時より保護者にご説明申し上げて、対応しております。子どもたちにつきましては、その後、校長の報告によりますと、特に大きな混乱もなく学校生活を送っていると報告を受けております。

中林委員 迅速な対応をいただいたと思っております。子どもたちは表面上は混乱なく過ごしているように見えているのかもしれませんが、もしかしたら心の中にいろいろと感ずることがないわけではないと思っておりますので、引き続き細かなフォローをしていただきたいと思います。先生方につきましては、本来、こういうことを起こすような人が先生になってしまったのは残念なところですが、表面的な面接などでは見えない部分かと思いま

すので、自分を律することができる先生の指導を管理職の方、それから研修等でご指導をいただきまして、こういったことはいけないということを先生自身がやっていただくことで、子どもたちの教育にもつながっていくと思いますので、その辺も引き続き、こういったことに感度を下げずに対応していただきたいと思います。

小竹委員長 他にありますか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 以上で、本日、予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

ないようですので、次回の会議の期日を決めたいと思います。3月8日(水)午前9時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、次回の定例会は3月8日(水)午前9時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時40分 終了